

○審議事項 2

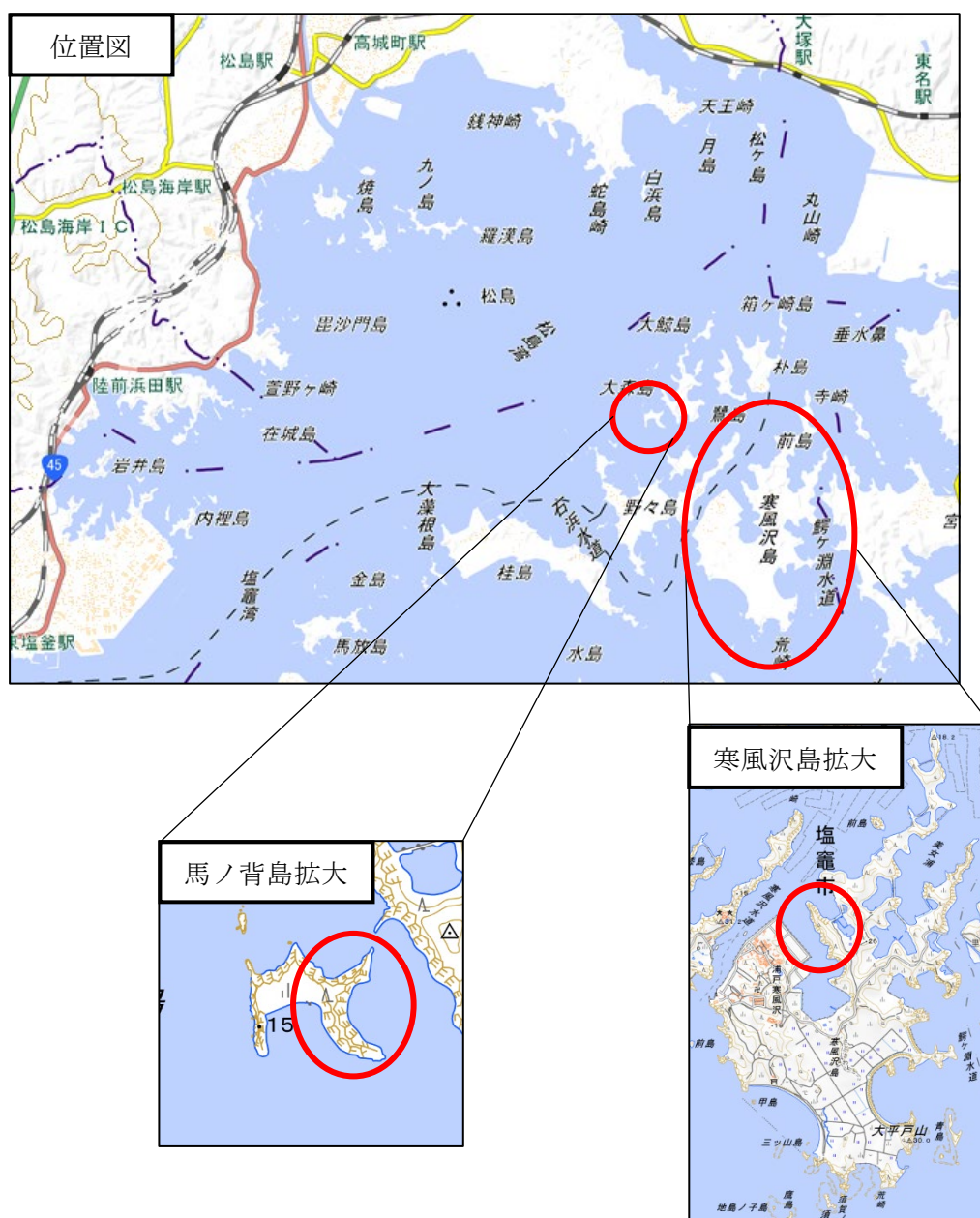
高度公益機能森林の区域の指定（案）について

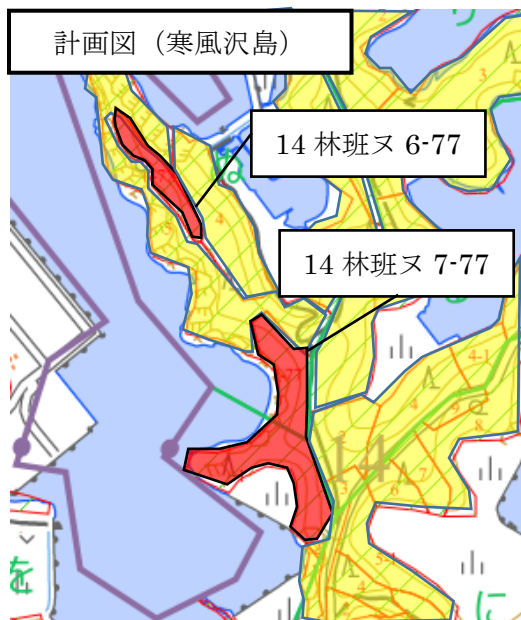
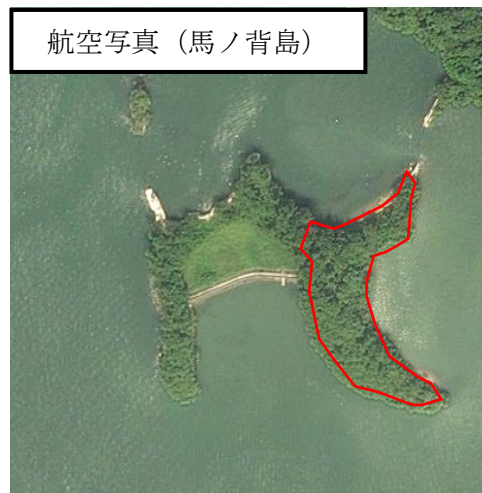
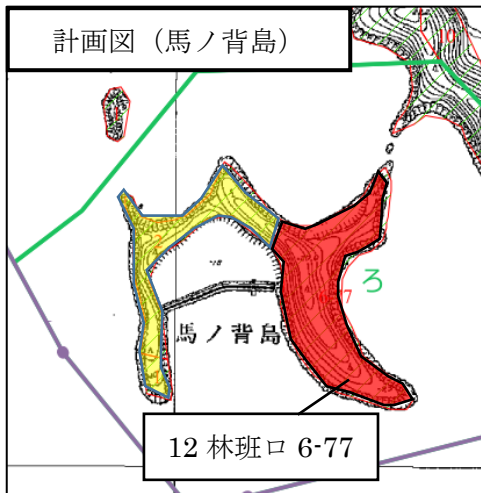
【指定箇所：塩竈市】

- ・塩竈市浦戸字野々島（馬ノ背島）
 - 1 2 林班口 6－7 7 (0.96ha うち松林面積 0.96ha)
- ・塩竈市浦戸字寒風沢（寒風沢島）
 - 1 4 林班又 6－7 7 (0.28ha うち松林面積 0.11ha)
 - 1 4 林班又 7－7 7 (0.44ha うち松林面積 0.18ha)

【指定理由】

当該林小班（計画図：赤色着色）のある「馬ノ背島」及び「寒風沢島」は、松島湾に浮かぶ「浦戸諸島」の一部であり、特別名勝「松島」を象徴する松林を有する離島である。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班（計画図：黄色着色）と併せて一体的な防除を行うことにより、観光資源の保持に努めるために指定するもの。





位置図：地理院地図を加工して作成

計画図：宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

航空写真：Bing Maps を加工して作成

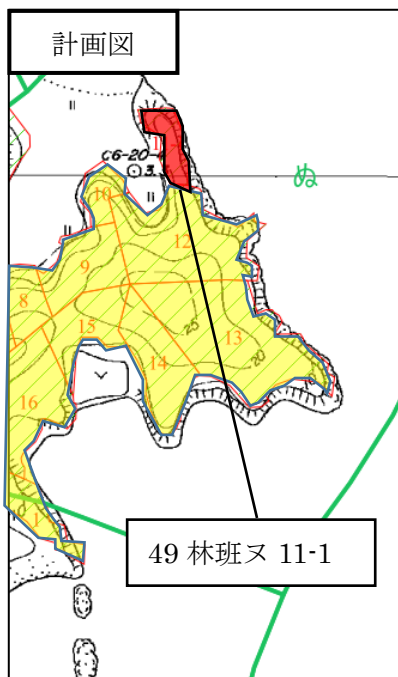
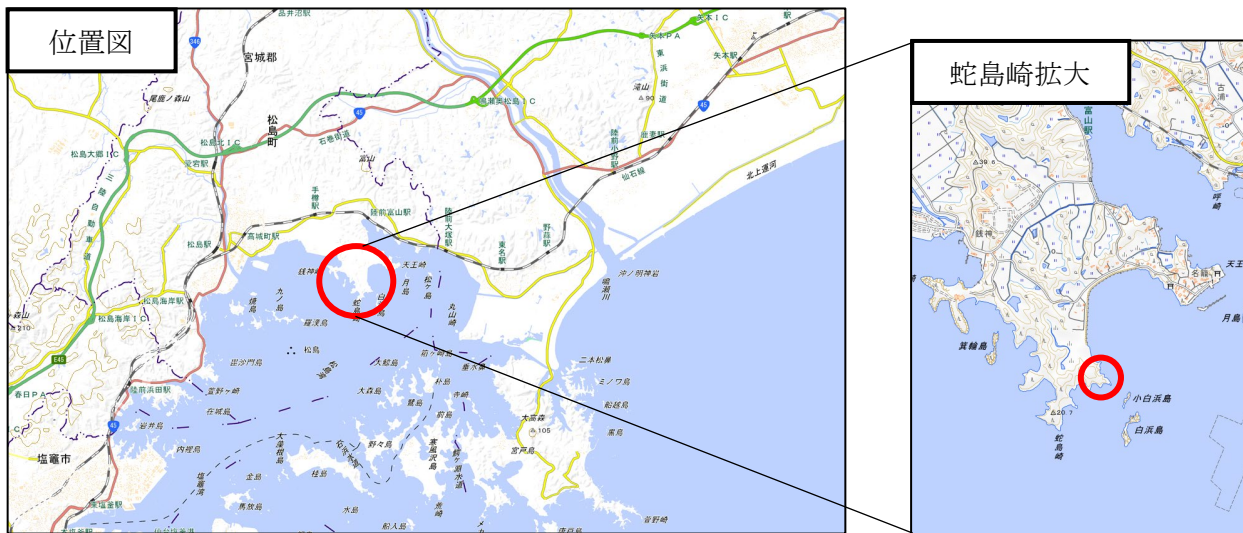
【指定箇所：松島町】

・松島町手樽

49林班又11-1 (0.12ha うち松林面積0.06ha)

【指定理由】

当該林小班（計画図：赤色着色）のある区域「蛇島崎」は、松島湾に面し観光資源となる松林を有している。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班（計画図：黄色着色）と併せて一体的な防除を行うことにより、健全な松林の保全を推進するもの。



位置図：地理院地図を加工して作成
計画図：宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成
航空写真：Bing Maps を加工して作成

○報告事項

別紙

対策対象松林区域変更一覧（令和2年11月現在）

1. 区域の追加

○地区実施計画の変更報告を受けたもの

区分	市町村名	区域		面積 (ha)
		林班	小班	
地区保全森林	白石市	38	ハ35-3	0.06
		55	イ11-1	0.06
		58	イ1-3・イ1-4・ロ2-1・ロ2-2・ロ2-3・ロ4-4 ロ5-1・ロ5-2・ロ7-2	0.91
		62	ハ6-1・ハ9・ハ9-5	0.50
		128	ロ12・ロ14・ロ14-3・ロ16	4.26
		129	イ3・イ3-1・イ4・イ5・イ5-1・イ6・イ6-1 ホ30・ホ40-77	3.78
		145	フ30・フ31・フ32・フ33・フ34・フ35	0.47
		147	ホ1	1.81
		153	イ11-3・イ14・ハ10-3・ハ12-1・ハ19-2 ハ19-6・ハ21-1	2.21
	七ヶ宿町	149	ロ21	0.13
小計（地区保全森林）				14.19
合計				14.19

○既指定林小班から分筆されたもの（面積追加なし）

区分	市町村名	区域	
		林班	小班
高度公益機能森林	七ヶ浜町	10	ホ12-1
	石巻市（旧石巻市）	83	ト2-1・ト2-2・ト2-3・ト6-1
		171	ハ10-1・ハ11-1・ハ12-1
	気仙沼市（旧気仙沼市）	172	イ3-1・ニ4-1・ホ4-1
		174	イ17-1・ロ16-2
		179	ハ9-1
	181	イ1-1・イ9-1	
	気仙沼市（旧唐桑町）	42	ハ13-1
南三陸町（旧歌津町）	54	リ2-1・リ3-1・リ4-7・リ4-8	
地区保全森林	石巻市（旧北上町）	9	イ8-1
	石巻市（旧牡鹿町）	11	ホ7-2・ホ10-1
		20	ロ8-1・ハ3-1・ハ4-20・ハ4-21・ハ5-1・ハ5-2

2. 区域の削除

○特定森林（松林）でなくなったもの

※太字は宮城県防除実施基準区域解除に係る林小班

区分	市町村名	区域		面積 (ha)	
		林班	小班		
高度公益機能森林	仙台市（若林区）	1	≡2-1・≡3	1.09	
		2	≡12・≡13・≡14・≡15・≡16・≡17・≡18・≡19 ≡20・≡21・≡35・≡38		
	名取市	67	≡3-1・≡3・≡6・≡7・≡12・≡13	1.60	
		69	≡1・≡2・≡2-1・≡2-2・≡3・≡4		
	岩沼市	33	≡17	0.05	
	松島町	1	≡1・≡1・≡3	9.64	
		2	≡5・≡6・≡7・≡8		
		5	≡4・≡9・≡9-1・≡9-2・≡12・≡14		
		12	≡1・≡4		
	亙理町	33	≡1	2.87	
	七ヶ浜町	6	≡1・≡2・≡3・≡4・≡1・≡1-1	4.46	
		10	≡12		
		11	≡7		
		13	≡2		
	大崎市（旧古川市）	7	≡15	1.15	
		8	≡23		
	加美町（旧宮崎町）	3	≡1・≡1-2	0.53	
	石巻市（旧石巻市）	57	≡11-2	15.47	
		70	≡4-2		
		83			≡44-1・≡10・≡25・≡26・≡27・≡28・≡29 ≡30・≡36・≡45・≡48・≡49・≡50・≡51 ≡55・≡56・≡57・≡58・≡59・≡60・≡61 ≡62・≡63・≡64・≡65・≡66・≡71・≡13 ≡8
			84		≡24-1・≡15・≡21・≡2-1・≡8-1・≡6-1
			91		≡8-1・≡22-1
			92		≡62-1・≡7-1
			102		≡12-2・≡23-1
		105	≡34-1		
		106	≡36-1・≡91		
		107	≡30-1		
		110	≡18-1		
		115	≡6-1		
		116	≡25-1		
		117	≡3-1・≡28・≡42-1		
		118	≡11-1・≡7-1・≡16・≡10-2		
		119	≡10-1・≡17-1・≡30-1・≡63-1		
		121	≡24-1・≡25-1・≡67-1・≡3-1・≡5-1 ≡25-1・≡10-1		
		125	≡10-1・≡14		
		126	≡5-1・≡6-2・≡6-3		
		127	≡6-1・≡18-2・≡19-1・≡21・≡4-2・≡22		
	石巻市（旧河北町）	6	≡1-1	0.10	
	石巻市（旧雄勝町）	5	≡8-2	0.02	
石巻市（旧北上町）	32	≡27-1	0.58		
	44	≡4-1・≡9-1・≡8-1			
石巻市（旧牡鹿町）	2	≡9-1・≡27-2	0.87		
	52	≡7-2			
東松島市（旧鳴瀬町）	3	≡29・≡30	3.17		
	8	≡41			
	9	≡4			
	12	≡3-1			
	13	≡27			
	15	≡5・≡1・≡1			
	17	≡3			
19	≡1・≡6				
女川町	16	≡13-1	2.29		
	96	≡14			
	130	≡5-1			
	132	≡22-1			
	133	≡17-1			
	134	≡2-2・≡2-3・≡2-4			
135	≡10-2				
登米市（旧東和町）	20	≡4-1・≡13-1	1.72		
登米市（旧中田町）	2	≡1-2	0.53		
気仙沼市（旧気仙沼市）	128	≡2	0.27		
	170	≡3			
気仙沼市（旧本吉町）	16	≡7	0.33		
	17	≡5			
南三陸町（旧志津川町）	109	≡8-1	0.61		
小計（高度公益機能森林）				47.35	

区分	市町村名	区域		面積 (ha)
		林班	小班	
被害拡大防止森林	松島町	14	ト3	0.40
	大崎市 (旧古川市)	4	ト14・ホ1	0.94
		16	ロ1・ロ6	
	大崎市 (旧岩出山町)	124	ハ2・ハ3・ハ4・ハ5・ハ6	7.46
		136	ヘ6	
141		ヘ9-1・ヘ10		
涌谷町	19	ト3-2・ト4	0.52	
小計 (被害拡大防止森林)				9.32
地区保全森林	山元町	65	ト13・ト14	0.23
	大衡村	33	ロ6-1・ロ8-3	0.86
	栗原市 (旧若柳町)	11	ニ5-1	0.20
		18	ニ21	
	栗原市 (旧栗駒町)	157	ニ10	1.69
		166	ト9	
		170	ト23	
		176	ロ17	
	栗原市 (旧一迫町)	89	ハ31	0.08
	栗原市 (旧瀬峰町)	4	ロ23・ロ24	1.12
	石巻市 (旧石巻市)	11	ハ12-1・ハ13-1・ハ13-2・ハ13-3	4.45
		23	ロ28-1・ニ21-1・フ12-1	
		42	ト20-1・ト21-1・ト31-1	
		43	ハ1-1	
		56	ロ3-2	
		57	ロ1-1・ホ9-1	
		58	ロ10-1・ロ22-1・ロ37-3・ハ12-1	
		59	フ8-1	
		65	ト28-1	
	石巻市 (旧河北町)	78	ハ13	0.58
		15	ロ1-1・ロ13-1・ロ24-1	2.91
	20	ト19		
	石巻市 (旧雄勝町)	19	ト22	1.00
		53	ト50	
	石巻市 (旧北上町)	4	ロ6-2	2.03
		9	ト25-2	
		10	ロ11-2	
		22	ハ28-1	
		31	ハ8-1	
	石巻市 (旧牡鹿町)	13	ト1-1・ト2-1・ト46-1・ト59-1・ト77-1 ト83-1・ト92	16.57
		14	ト4-1・ト5-1・ト26-1・ト31-1・ト50-1 ロ1-1・ニ39-1・ホ8・ハ12-2・ト13-1・フ7-1	
		16	ハ7・ハ12-1・ニ8-1	
		17	ト2・ト3・ロ1・ロ2・ロ3・ニ1-1・ニ4-1 ニ6・ニ11・ニ12・ニ13・ニ14・ニ15・ニ17 ニ18・ニ19・ニ20・ニ21	
		18	ニ30-1・ホ6-1・ホ7-1	
		20	ホ1・ホ4・ホ6・ホ12	
	東松島市 (旧鳴瀬町)	8	ニ2	0.00
	女川町	2	ト13-1	3.69
		21	ロ4-1・ロ5-1	
		37	ロ28-1	
		38	ト26-1・ロ26-3・ロ28-1	
		39	ト22-1	
		65	ロ33	
		86	ト2	
		138	ト1-1	
	登米市 (旧迫町)	12	ロ10	0.67
	登米市 (旧東和町)	15	ロ24	0.97
		19	ホ31-1・ハ4-1・ハ14-1	
23		ハ9-1		
登米市 (旧米山町)	1	ト32	0.30	
登米市 (旧南方町)	12	ト30・ロ1・ハ10	0.13	
気仙沼市 (旧本吉町)	16	ニ4	1.31	
南三陸町 (旧志津川町)	128	ロ34	0.20	
南三陸町 (旧歌津町)	50	ロ19	0.13	
小計 (地区保全森林)				39.12

区分	市町村名	区域		面積 (ha)
		林班	小班	
地区被害拡大防止森林	石巻市 (旧石巻市)	93	㊦2-1・㊦3-2・㊦3-3・㊦7-1・㊦7-2・㊦11-4 ㊦11-7・㊦16-1	9.91
	女川町	39	㊦6-1	0.50
	登米市 (旧東和町)	71	㊦22-1	2.18
		101	㊦7-1	
		102	㊦12	
		110	㊦7	
	登米市 (旧中田町)	3	㊦57	0.01
	気仙沼市 (旧本吉町)	26	㊦15	15.25
		38	㊦13	
		45	㊦2	
		47	㊦4	
		49	㊦10	
		65	㊦3	
		79	㊦4	
		81	㊦6	
		92	㊦6・㊦8・㊦10・㊦5	
		93	㊦11	
		97	㊦9-1	
		116	㊦4	
	151	㊦7	3.30	
	南三陸町 (旧志津川町)	1		㊦2
		3		㊦4
		41		㊦19
68		㊦6		
77		㊦19・㊦22		
104		㊦20		
小計 (地区被害拡大防止森林)				31.15
合計				126.94

〈参考〉

1 対策対象松林について

県は、森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定により、森林資源として重要な松林を保護し、その有する機能を確保するため、松くい虫防除事業を行う森林（対策対象松林）の区域を指定し、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止することとなっている。

対策対象松林の定義

- 高度公益機能森林（県知事指定：協議事項）
森林法により保安林として指定された松林及び、その他の公益的機能が高い松林であって、松林以外では当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める森林。
- 被害拡大防止森林（県知事指定：協議事項）
被害対策を緊急に行わないと、高度公益機能森林に著しく拡大すると思われる松林であって、具体的には、高度公益機能森林の周辺にあってこの森林を保全するため、樹種転換を促進しようとする森林。

〈以下参考〉

- 地区保全森林（市町村長指定）
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、高度公益機能森林に準じた対策を行う森林。
- 地区被害拡大防止森林（市町村長指定）
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、被害拡大防止森林に準じた対策を行う森林。

配置イメージ

